

	<h2>給与支払報告書の紛失について</h2>
と き	7月4日（木）発表
と ころ	練馬区役所（豊玉北 6-12-1）
<p>個人住民税の特別徴収では、事業者が区に給与支払報告書を1月末日までに提出し、区が課税処理を行い5月末日までに事業者へ税額決定通知書を送付しています。</p> <p>このたび、税務課執務室内において、28名分の給与支払報告書を紛失しました。給与支払報告書には住所、氏名、マイナンバー等の個人情報に記載されていました。</p> <p>税務課職員への聞き取り調査、執務室内の検索を実施しましたが、発見できませんでした。紛失事故が発生したことにつきまして、深くお詫び申し上げますとともに、事故の発生を重く受け止め、再発防止に向けて取り組んでまいります。</p>	

### 【経緯】

区は、5月20日（月）に各事業者へ税額決定通知書を送付しました。5月28日（火）から6月13日（木）にかけて、5事業者から特別徴収税額の決定通知書が未着との連絡がありました。各事業者からは簡易書留や特定記録郵便で送付されており、問い合わせ番号の照会により税務課への到着は確認できたものの、課税処理がされていなかったため、給与支払報告書の紛失が判明しました。

税務課職員への聞き取り調査、執務室内の検索を実施しましたが、発見できませんでした。

各事業者には、経緯を説明しお詫びするとともに、給与支払報告書の再提出を依頼しました。現時点で課税処理は完了し、税額決定通知書を送付しました。

なお、郵便物の処理は税務課内の限られた場所で行っており、施錠された場所で保管していることから、外部流出の可能性は極めて低く、誤って廃棄処理したものと考えています。

### 【紛失した個人情報】

住所・氏名・マイナンバー等、給与支払報告書記載内容

### 【再発防止策】

個人情報の取り扱いについて、改めて職員に注意喚起を行います。また、郵便物の所在・処理の完了確認ができるよう、事務処理手順を見直し、再発防止に努めてまいります。

### 【問合せ】

練馬区 税務課 区税第一～第四係 電話 03-5984-4537